

○ 地図証明書又は図面証明書の交付を請求するには、どうしたらよいのですか？

(情報番号 1 1 0 2 全 2 頁)

地図証明書（電子化された地図又は地図に準ずる図面の内容を証明した書面）又は図面証明書（電子化された地積測量図、土地所在図、地役権図面、建物図面又は各階平面図の内容を証明した書面）の交付を請求する場合には、請求対象の土地を管轄する登記所（以下「管轄登記所」といいます。）又は最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出していただく必要があります。

なお、具体的な請求方法として、次の 3 つの方法があります。

○請求の方法

①管轄登記所又は最寄りの登記所の窓口で請求書を提出する方法

※ 地図・図面情報交換サービスについて

全国の登記所において、地図証明書又は図面証明書の交付の請求をすることが出来る地図・図面情報交換サービスを展開しています。このサービスにより、最寄りの登記所で、その登記所の管轄外の地図証明書又は図面証明書を受け取ることができます（例えば、大阪市の土地の地図証明書を、東京法務局管内の登記所で請求し、受け取ることができます。）。

②請求書を管轄登記所又は最寄りの登記所に郵送する方法（郵送する場合には、返信用の切手及び返送先の宛先を記載した封筒又はメモを同封してください。）

③ オンラインによる交付請求をする方法（全国の登記所に対して、手数料を納付して、地図証明書又は図面証明書の交付をオンライン（インターネット）で請求することができます。オンラインで請求された地図証明書又は図面証明書は、指定された登記所で受け取る方法又は御指定の送付先へ送付する方法のいずれかを選択することができます。）

なお、電話等で請求することはできません。

オンラインで地図証明書又は図面証明書の交付請求をする場合は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>）を御確認ください。）。

請求書を提出する前に、以下の事項を確認してください。

1 請求書を提出する登記所の確認

地図証明書又は図面証明書の交付を請求する登記所を確認してください。登記所の住所や電話番号は、情報番号 8 0 0 1 ～ 8 0 5 0 番の登記管轄一覧表又は法務局ホームページ「管轄のご案内」（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html）を御覧ください。

2 手数料について（平成 2 5 年 4 月 1 日現在）

- (1) 登記所の窓口へ直接提出又は郵送する方法（上記①、②）による場合
地図証明書の交付についての手数料は1筆の土地につき500円、図面証明書の交付についての手数料は1事件に関する図面につき500円です。

手数料は、請求書に収入印紙を貼る欄がありますので、そこに手数料額に相当する収入印紙を貼って納付してください（なお、登記印紙についても、これまでどおり使用することができますので、登記印紙を貼っていただいても差し支えありません。）。現金を添えて請求することはできません。

- (2) オンラインによる送付請求の方法（上記③）による場合

ア 地図証明書

- オンラインで請求した地図証明書を指定した登記所で受け取る場合
一筆の土地につき440円
- オンラインで請求した地図証明書を請求した登記所から送付して受け取る場合
一筆の土地につき470円

イ 図面証明書

- オンラインで請求した図面証明書を指定した登記所で受け取る場合
1事件に関する図面につき440円
- オンラインで請求した図面証明書を請求した登記所から送付して受け取る場合
1事件に関する図面につき470円

3 地番について

登記記録上の土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示とは異なりますので、請求する前に、登記記録上の地番・家屋番号を、登記完了証、登記識別情報通知書又は登記済証（いわゆる権利証）により、あるいは、管轄登記所に備え付けられた地図又は市区町村役場、住居表示地番対照住宅地図（発行されていない地域もあります。）等により確認してください（地番・家屋番号が分からないと、地図・図面情報交換サービスやオンラインによる送付請求の方法を利用することができません。）。

なお、請求書の地番の欄に不動産番号（13桁）を記載したときは、不動産の所在及び地番又は家屋番号の記載を省略することができます。